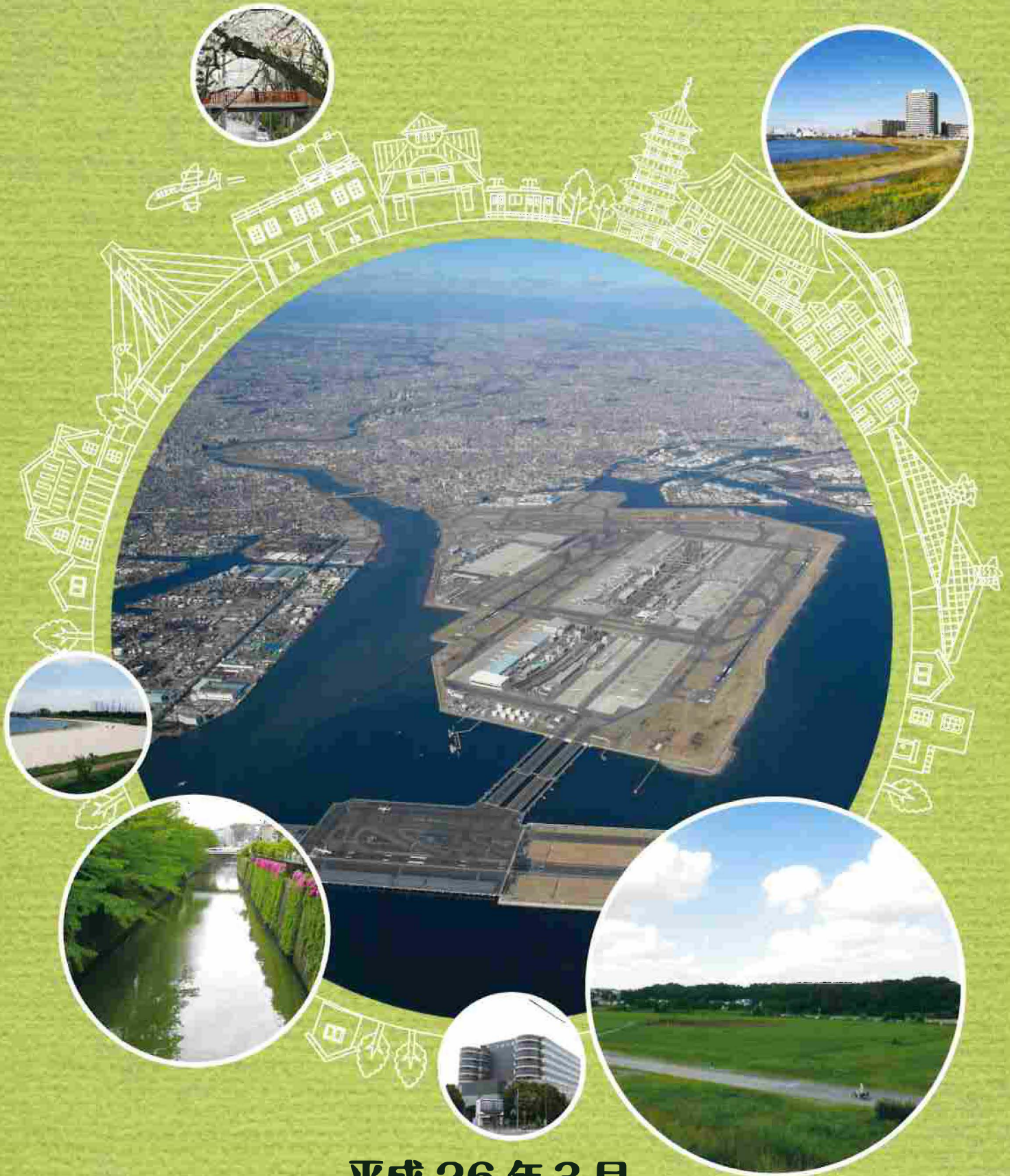


# 大田区公共施設景観ガイドライン(案)



平成 26 年 3 月



目次

第1章 目的と位置づけ ..... 1

1) はじめに ..... 1

2) 位置づけ ..... 2

3) 適用の範囲 ..... 2

第2章 公共施設による景観形成の考え方について

1) 大田区景観計画に基づく公共施設整備の目標等 ..... 3

2) 本ガイドラインの基本方針 ..... 4

3) 公共施設整備による景観形成の考え方 ..... 5

第3章 施設別ガイドライン ..... 7

(1) 公共建築物 ..... 8

(2) 道路・駅前広場 ..... 10

(3) 公園・緑地・緑道 ..... 14

(4) 河川 ..... 18

第4章 共通要素別ガイドライン

(1) フェンス類 ..... 22

(2) ポール類 ..... 23

(3) よう壁 ..... 24

(4) 設備類 ..... 25

(5) 舗装類 ..... 26

(6) 駐車場・駐輪場 ..... 27

(7) 仮囲い ..... 28

(8) 樹木類 ..... 29

第5章 景観形成における公共施設整備の検討 ..... 30

第1章 目的と位置づけ

1) はじめに

大田区内には、区役所、特別出張所、学校、保育園などの公共建築物や公園、道路等数多くの都市基盤施設があります。

各施設は設置目的に沿った役割を果たすだけでなく、地域の良好な景観形成の拠点としても大きな役割があります。各施設が地域の景観づくりの先導するためには、新設・改修及びその後維持管理にかかる設計担当や施設管理担当の主管課が景観に配慮する事項について、共通認識をもって取組むことが大切です。

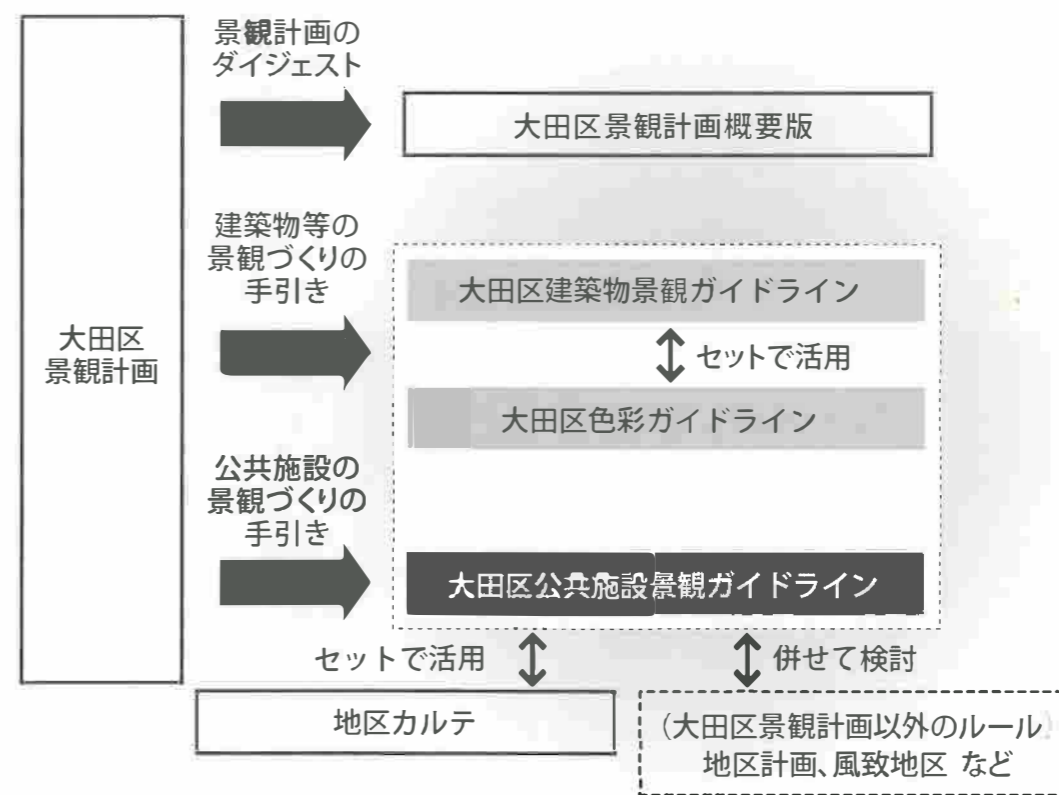
大田区公共施設景観ガイドラインは大田区景観計画に係る良好な景観づくりを推進するための指針です。公共建築物、公園、道路、河川等の都市基盤施設の整備をする際には、本ガイドラインを活用し、これに即した施設整備を行っていく事が、今後必要となっていきます。

このようなことを踏まえて、本ガイドラインは公共施設に係る者が良好な景観形成を行うためにどのように取組み、景観形成に配慮できるのかを示すために作成しています。

2) 位置づけ

本ガイドラインは、大田区景観計画を実現するためのガイドラインの1つとして作成された公共施設による景観形成の留意点や方法に関するガイドラインです。

公共建築の具体的な形態・意匠等に関しては、「大田区建築物景観ガイドライン」を参照し、色彩に関しては、「大田区色彩ガイドライン」を参照してください。



### 3) 適用の範囲

本ガイドラインは、区が整備し、所有管理する公共施設(公共建築物及び都市基盤施設)及び区の補助を受けて整備される建築物、工作物を対象とします。

国や都、その他公的機関が整備し、所有管理する公共施設(公共建築物及び都市基盤施設)については、本ガイドラインに基づく景観形成を働きかけていきます。

#### (1) 公共建築物

- 景観形成の検討手順及び公共建築物としての景観形成の留意点を、本ガイドラインで示す。
- 景観形成基準に基づく景観形成の方法は、「大田区建築物景観ガイドライン」に基づく。
- 色彩については、「大田区色彩ガイドライン」に基づく。

##### ① 対象とする公共建築物

区が所有し、維持管理する公共建築物を対象とする。

#### (2) 都市基盤施設

- 景観形成の検討手順及び具体的な景観形成の留意点を、本ガイドラインで示す。
- 色彩については、「大田区色彩ガイドライン」に基づく。

##### ① 対象とする都市基盤施設

区が所有し、維持管理する都市基盤施設を対象とする。

#### (3) 区の補助を受けて民間が整備する施設

- 公共施設としての景観形成の留意点を、本ガイドラインで示す。
- 建築物の景観形成基準に基づく景観形成の方法は、「大田区建築物景観ガイドライン」に基づく。
- 色彩については、「大田区色彩ガイドライン」に基づく。

##### ① 対象とする建築物及び工作物

区の補助を受けて民間が整備する福祉施設(保育所、老人福祉施設等)、高齢者向け住宅等の建築物及び工作物(商店街のアーケード、街路灯等)

## 第2章 公共施設による景観形成の考え方について

### 1) 大田区景観計画に基づく公共施設整備の目標等

#### (1) 目標

大田区景観計画が掲げる以下の目標は、大田区の景観形成において、共通の目標として公共施設の整備を通じて実現するようにしましょう。

大田区景観計画の目標

**自然環境、歴史、文化等の資源とともに、地域力を活かした世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちをめざします。**

#### (2) 景観形成の基本方針

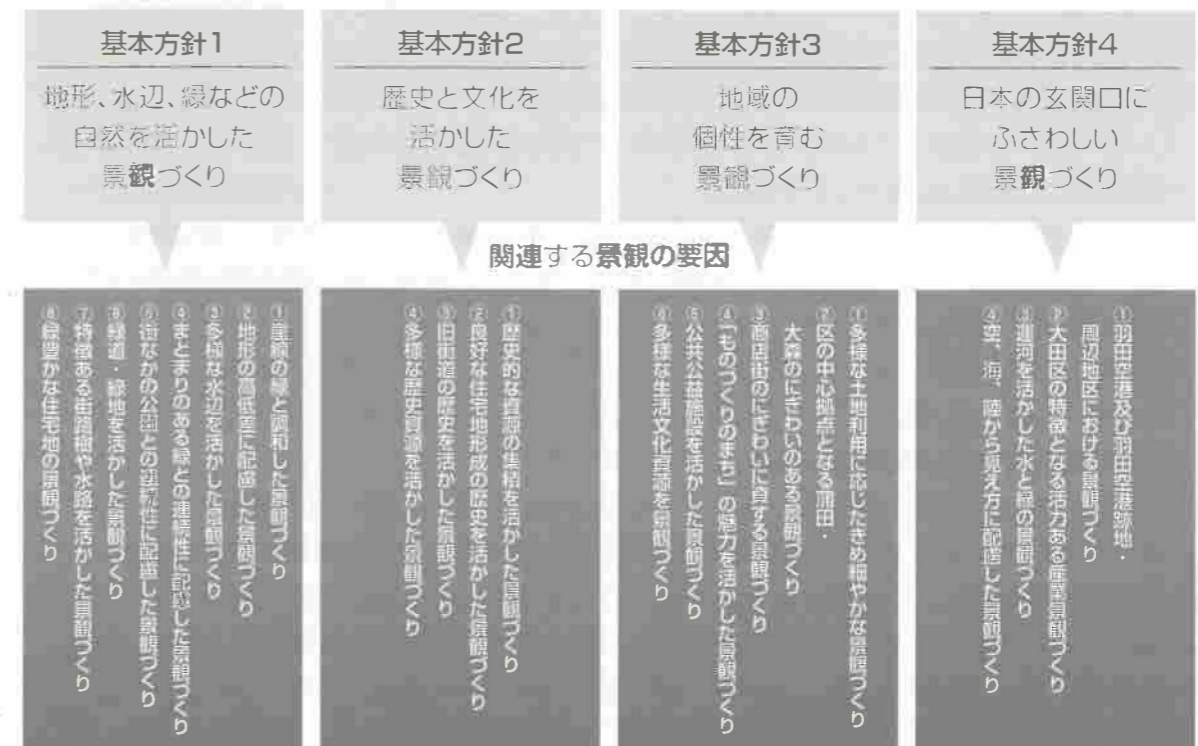
大田区景観計画に基づき、優良な景観形成を進めていくため、区自らが優良な景観形成を先導するようにしましょう。

そのため、公共施設は、大田区景観計画が掲げる4つの景観形成の基本方針(大田区景観計画「第2章3」)の実現に寄与し、公共施設として、より考慮していくものとします。

大田区の景観計画の目標

**自然環境、歴史、文化などの資源とともに、地域力を活かした世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちをめざします。**

基本方針





## 2) 本ガイドラインの基本方針

本ガイドラインの基本方針は「大田区景観計画の景観形成の基本方針」と次に示す「公共施設整備の観点」を照らして、以下5つの方針を定めるものとします。

公共施設 整備の 観点	●各施設の連携	●統一性	●楽しさ、 親しみやすい	●安全性、機能性、 経済性
	●先導性	●継続性	●分かりやすさ	●維持管理の充実
	●おもてなし	●普遍性	●環境性	●住民等との協働性
		●象徴性		
		●象徴性、演出性		

### ①公共施設間や地域特性とのつながり、調和に配慮する

対象となった公共施設を単独として捉えるのではなく、他の公共施設とのつながりや調和に配慮して景観の形成をしましょう。また対象施設がある地域を見てみるとそこには地域特性があり、その地域特性や景観資源とのつながりや調和に配慮して景観の形成を行きましょう。

▶(公園の場合)公園の植栽計画においては、道路や他の公共建築物との緑のつながりを考慮して樹種などを考える

### ②隣接地の環境や施設とのかかわりに配慮する

対象施設の周囲には、自然や歴史・文化的資源、民間施設などがあります。これらとのかかわりに配慮して景観の形成を行きましょう。

▶(公園の場合)トイレの形態や色彩の計画においては、周辺の建築物等の形態や色彩に配慮する

### ③全体部分との調和に配慮する

対象施設内には建築物や工作物、附属施設、塗装、樹木などの個別の景観要素を有する場合があります。個々の景観の形成はもとより、全体としての調和にも配慮した景観の形成を行きましょう。

▶(道路の場合)道路の舗装を行う場合、車道部と歩道部だけではなく周囲にあるサインやガードレールなどの景観要素にも配慮して、全体的に不調和にならないように、形態や色彩を考える。

### ④地域特性を尊重した魅力づくりを図る

公共施設は、優れたデザインを創出することも重要で、地域特性を尊重し、美しく魅力的な景観の形成を図ります。また、区民が施設利用において、おもてなし感を抱いてもらえるような景観の形成を図りましょう。

▶地域のシンボルをモチーフとして取り入れる場合は、単にそのまま取り入れるのではなく、本質的な特徴を捉えてデザインに活かしましょう。

### ⑤季節の変化や時間の経過に配慮する

季節を感じてもらえるよう樹種等の選定や時間の経過とともに素材のよさがにじみ出てくるような検討も重要です。また、使用する素材や仕上げ材などは、整備されたときのみではなく、その後においても良好に維持されることが重要となります。そのため、季節の変化や時間の経過に配慮した景観の形成を行きましょう。

▶樹木や草花の成長や素材や仕上げ材の経年変化などを考慮した上で、耐久年数及び維持管理の継続を含めて考えましょう。

## 3) 公共施設整備による景観形成の考え方

### (1)公共施設整備による景観形成の重要性

- 公共施設は、一度整備されると長期に渡って使用されるものであり、多くの区民が利用し、目に触れられるものです。そのため、公共施設の整備において、大田区景観計画に基づいて、景観形成に十分に配慮することが必要です。
- 整備後時間が経過し、状況の変化により、整備当時の意匠・形態、色彩が現状にそぐわなくなる可能性もあります。このような場合は、機能面での維持更新、改修と併せて、景観に配慮した維持更新、改修を行い、優良な景観形成に努めることが必要となります。

### (2)景観重要公共施設による景観形成の考え方

- 景観重要公共施設は、周辺の景観に対する影響が大きい施設であることから、改修、更新あるいは維持管理に際し、景観に十分配慮します。
- 当該公共施設が、景観重要公共施設に指定されている場合、大田区景観計画に定める「整備に関する事項」に従い、整備します。
- 当該公共施設は、景観重要公共施設に接している場合または面している場合は、景観重要公共施設の「整備に関する事項」を考慮して、整備します。

### (3)新規整備と改修、更新に応じた景観形成の考え方

- 公共施設を新たに整備する場合と改修、更新する場合は、検討内容や景観形成の内容・範囲は異なることに留意します。

#### ①新規整備の場合

新たに整備する場合は、景観的な視点から整備する場所を検討する等検討範囲が広く、自由度が大きいことから、大きな効果が期待できます。そのため、周辺の公共施設を含めた一体的な検討や総合的な検討が必要です。

#### ②改修、更新の場合

改修、更新する場合は、景観形成の対象や内容が限定されることから、景観を向上する効果も限定されます。そのため、現状の景観を、当該公共施設の改修、更新を通じて、少しずつ向上させるという視点が必要です。

### (4)新規整備と改修、更新に応じた景観形成の考え方

- 公共施設は、市街地に複数の施設が多数点在することから、施設単体の景観形成ではなく、周辺の公共施設と一体的に景観形成を行ったり、連携して景観形成を行ったりすると利用者の利便性の向上、土地や施設の効率的な利用、周辺の景観の向上等多面的な効果があります。
- そのため、当該公共施設の景観形成を行う場合は、周辺の公共施設との一体的な整備や連携した整備を検討し、実施することが望ましいです。
- 具体的には、公共建築物と道路、公園等の都市基盤施設との連携、道路と公園、河川といった都市基盤施設同士との一体的な整備や連携した整備が望まれます。

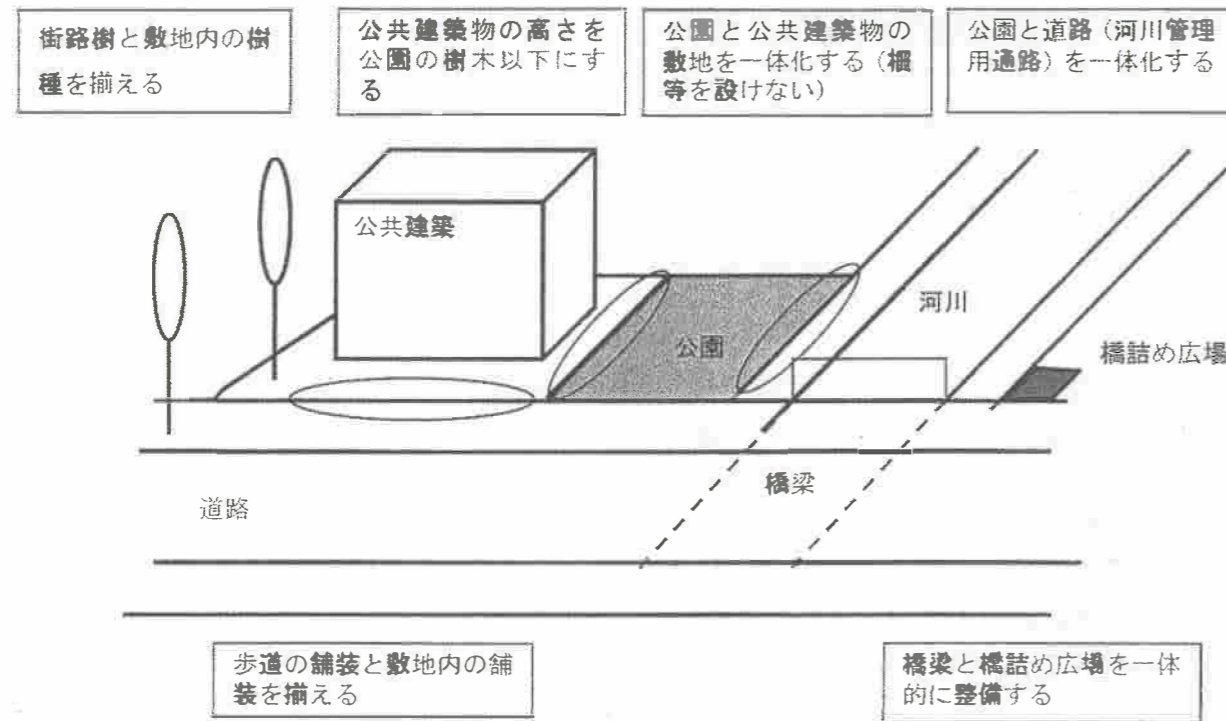
### 第3章 施設別ガイドライン

施設別のガイドラインは、対象施設である公共建築物、道路・駅前広場、公園・緑地・緑道、河川の景観形成の「方針」、「考え方」、「配慮事項」についてまとめています。

共通要素別ガイドラインは、施設に限らずフェンス類、ポール類、よう壁、設備類、舗装類、駐車場・駐輪場、仮囲い、樹木類の景観形成の「方針」、「考え方」、「配慮事項」についてまとめています。

「方針」はそれぞれの施設の景観形成において柱となる事項を定めています。「考え方」は方針の背景や重視すべき内容を掲載しています。「配慮事項」は、方針と考え方に基づいて作成するもので、良好な景観形成に向けた発想の手がかりとなり、具体例をイメージしやすくなるように写真や図を用いて解説を行います。

#### 公共施設による一体的な景観形成、連携した景観形成のイメージ





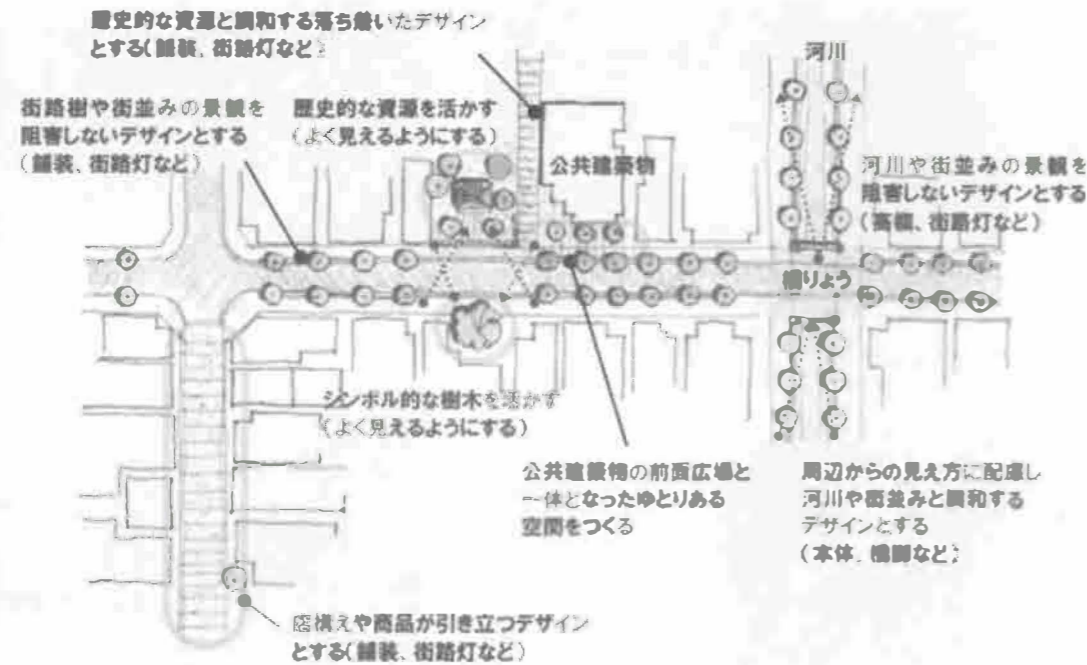
(1) 公共建築物	
方針1	まちとのかかわりや調和に配慮する
考え方	公共建築物の周辺には、自然や景観資源、民間施設、その他公共施設があります。対象施設を単独に捉えるのではなく、これらとのかかわりや調和の観点を持って景観形成を行います。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近接している都市基盤施設とのかかわりや調和に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶近接している道路や公園などと連携して外構や動線の検討を行う</li> </ul> </li> <li>●公共建築物周辺の住宅地や商店街、工場等とのかかわりや調和に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶休息やゆとりのあるスペースを提供する</li> </ul> </li> <li>●公共建築物周辺に景観資源などがある場合これらとのかかわりや調和に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶歴史的な景観資源を公開できるようスペースを確保する</li> </ul> </li> </ul>
図解	<p>■全体景観の考え方</p>

方針2	地域特性と使いやすさに配慮する
考え方	公共建築物は、様々な区民が集まり活動する施設として、使いやすく親しみのある建物であることが重要です。また地域特性を活かして地域の核となるような計画を考えましょう。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域特性を活かしたデザインになるように配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶地域の特徴的なデザインを活かす場合は、そのまま模倣化するのではなく、本質的な特徴を捉えてデザインに活かしましょう</li> </ul> </li> <li>●区民に親しまれるような施設づくりになるように配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶まちかどの表情づくりや木陰などを積極的に配置し、おちつけるような空間づくりをしましょう</li> </ul> </li> <li>●人にやさしい、ユニバーサルな施設づくりに配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶誰にでも使いやすく分かりやすい施設になるように心がけましょう</li> </ul> </li> </ul>
事例写真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>▲境界部に休憩スペースを設けている。(三郷市)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>▲ゆとりスペースを設け緑化空間を創出している。(世田谷区)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>▲河川に面する境界を後退させ、ゆとりある歩行者等空間を作り出している。(世田谷区)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>▲建物のエントランスに入りやすくし、スロープ、階段の一体的なデザインに配慮している。(千代田区)</p> </div> </div>

(2) 道路

方針1	まちとのつながりや調和に配慮する
考え方	道路や駅前広場周辺には、自然や景観資源、民間施設、その他公共施設があります。対象施設を単独に捉えるのではなく、これらとのかかわりや調和の観点を持って景観形成を行います。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近接しているその他の都市基盤施設や公共建築物とのかかわりや調和に配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶近接している公共建築物や公園などと連携して舗装の素材及び色彩の検討や緑の配置を行う</li> </ul> </li> <li>●道路・駅前広場周辺にある住宅地や商店街、工場等とのかかわりや調和に配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶道路や駅前広場にモチーフなどを含め附帯施設を設置する場合、周囲にある景観資源などとのかかわりに配慮する</li> </ul> </li> <li>●公共建築物周辺に景観資源などがある場合これらとのかかわりや調和に配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶歴史的な景観資源を公開できるようスペースを確保する</li> </ul> </li> </ul>

■全体景観の考え方



図解

方針2	地域特性と使いやすさに配慮する
考え方	道路は、都市の骨格部分を形成しています。だれもが安全に安心して使えるような施設づくりとともに、地域の特性を配慮した整備をしましょう。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域特性を活かしたデザインになるように配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶地域の特徴的なデザインを活かす場合は、そのまま模倣化するのではなく、本質的な特徴を捉えてデザインに活かしましょう</li> </ul> </li> <li>●区民に親しまれるような施設づくりになるように配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶緑に連続性を持たせ、緑陰等をつくり快適な歩行空間となるように配置する</li> </ul> </li> <li>●人にやさしい、ユニバーサルな施設づくりに配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶安全な歩行空間を確保して誰にでも使いやすく分かりやすい施設になるように心がけましょう</li> <li>▶安全な歩行空間だが、周囲の色彩や舗装材と調和するように材料及び色彩の選定をしましょう</li> </ul> </li> </ul>

事例写真



▲公園と道路を一体的に整備し、たまり空間を生み出している。(杉並区)



▲車道と歩道の仕上げや色彩の調和に配慮した魅力づくりとしている。(横浜市)











▲草花の彩づくりによりおもてなしに考慮されている。(成田市)



▲歩行者等が安全に通行できるように歩車境界の段差解消に配慮されている。(千代田区)



(2) 道路・駅前広場 ~道路構造・横断構成		
方針1	ゆとりと魅力的な空間づくりに配慮しましょう	
考え方	道路構造や横断構成では、人が快適に通行できるようにするためゆとりある歩行者空間を確保しましょう。また道路のオープンスペースは、歩行者の通行やたまりのある空間づくりをこころがけましょう。	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道部には、要所に休憩できるスペースを確保する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶一部膨らませたり、植栽を調整して休憩スペースをつくるように計画する</li> </ul> </li> <li>●隣接する公共施設との一体化・協調化による安全でゆとりある歩行者空間の確保に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶歩道と公園が一体となっているように見せたり、舗装や車止めなどのデザインを統一させる</li> </ul> </li> <li>●まちなみの魅力向上のため、デザインに配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶舗装部の色など周囲と調和を考えましょう</li> </ul> </li> <li>●よう壁、法面は圧迫感の軽減や潤いづくりに配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶よう壁の場合、出来る限り緩やかな勾配や、緑化ブロックや緑化方法などを考えましょう</li> </ul> </li> </ul>	
事例写真	 <p>▲歩道の一部を膨らませ、休憩スペースを確保している。(さいたま市)</p>	 <p>▲沿道敷地との歩行者空間の協調によりゆとりスペース。</p>
	 <p>▲擁壁部を緑化し、圧迫感の軽減や潤いづくりに配慮されている。(板橋区)</p>	 <p>▲まち並みの連続性に配慮した植栽をし、歩行者の休憩スペースを設けている。(高崎市)</p>

方針2	緑化や潤いづくりに配慮する	
考え方	"道路構造や横断構成は、歩行者への潤いや憩いの空間の創出のため、地域特性を踏まえた樹木による魅力づくりに配慮しましょう。また、望ましい植栽整備を可能とする空間の確保の留意しましょう。"	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●彩りのある樹木類の活用し潤いづくりに配慮しましょう                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶季節感のある樹木を活用した彩りづくりに配慮しましょう</li> <li>▶狭いスペースでも積極的に植栽を配置して潤いある景観づくりにしましょう</li> </ul> </li> <li>●樹木の選定においては、周辺への影響や維持管理方法も十分に検討しましょう                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶適正な維持管理方法となるように配慮しましょう</li> <li>▶落葉や害を及ぼす鳥などへの対策を考えましょう</li> <li>▶樹木の生育に対する影響にも留意しましょう</li> </ul> </li> </ul>	
事例写真	 <p>▲パブリックデザインに配慮した休憩スペースを設けている。(横浜市)</p>	 <p>▲道路の中央帯に葉の赤い樹木を植栽して道路空間に彩り。</p>
	 <p>▲適正な維持管理により樹形が整えられている。(川崎市)</p>	 <p>▲公園の境界を後退させ、広幅員の歩行空間を創出している。(佐倉市)</p>



(3) 公園・緑地・緑道 ~境界部

方針1	近隣とのかかわりに配慮しましょう
考え方	公園・緑地・緑道は、道路や河川、公共建築物などが隣接する場合、お互いの空間との連携や協調を考えましょう。また、住宅地や商業地、工業地と接する場合は、これらとのかかわりに配慮して外構などを計画しましょう。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路空間、水辺空間、公共建築物と敷地との連携するように配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶境界部空間の取り方や舗装材や緑の配置を一体的に考えて、快適な歩行空間を確保する</li> </ul> </li> <li>●柵、フェンスなどを設ける場合は周りと調和する形態意匠になるように配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶住宅周りにある、柵やフェンス類は、住宅地の建物や緑などを引き立てるよう意匠形態の選定を配慮しましょう</li> </ul> </li> </ul>
事例写真	 <p>公園 道路</p> <p>フェンスの位置を後退させる</p> <p>道路（歩道）空間との一体化を図る</p>
	 <p>▲公園の境界を後退させ、広幅員の歩行空間を創出している。(佐倉市)</p>
	 <p>▲歩道と公園の舗装を一体化させ、ゆとりある歩行者空間を創出している。(佐倉市)</p>
	 <p>▲公園外周部のフェンスを緑と調和させている。(品川区)</p>

方針2	緑化や潤いづくりに配慮する
考え方	公園内だけではなく境界部における緑は、周辺に対して潤いを提供する空間として景観上とても重要です。周辺とのかかわりや季節の変化等に配慮した樹木などの選定に配慮しましょう。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●彩りのある樹木類の活用し潤いづくりに配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶季節感のある樹木を活用した彩りづくりに配慮しましょう</li> </ul> </li> <li>●樹木の選定においては、まちなみとの連続性や周辺への影響や維持管理方法も十分に検討しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶周囲の樹木や草花との連続性に配慮しましょう</li> <li>▶落葉や害を及ぼす鳥などへの対策を考えましょう</li> <li>▶樹木の生育に対する影響にも留意しましょう</li> </ul> </li> <li>●法面やよう壁を設ける場合は、緑化や素材等に配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶よう壁を設ける場合は、緑化や緑化ブロックなどの材料を選定するように配慮する</li> </ul> </li> </ul>
事例写真	 <p>まちなみの連続性に配慮した樹種</p> <p>法面やよう壁等に配慮した樹種選定</p> <p>花木等の彩りづくり</p>
	 <p>▲公園の擁壁として緑化ブロックを設け、緑の潤いづくりを図っている。(渋谷区)</p>
	 <p>▲公園境界部に樹種を植栽している。(中央区)</p>
	 <p>▲草花により彩りと季節感を演出している。(三郷市)</p>

(3) 公園・緑地・緑道	
方針1	まちとのつながりや調和に配慮する
考え方	公園・緑地・緑道周辺には、自然や景観資源、民間施設、その他公共施設があります。対象施設を単独に捉えるのではなく、これらとのかかわりや調和の観点を持って景観形成を行います。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近接しているその他の都市基盤施設や公共建築物とのかかわりや調和に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶近接している公共建築物や道路などと連携して舗装の素材及び色彩の検討や緑の配置を行う</li> <li>▶隣接する公共施設建築物の歩行空間、または通り抜け空間との連携を考慮して計画する</li> </ul> </li> <li>●公園・緑地・緑道周辺にある住宅地や商店街、工場等とのかかわりや調和に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶公園の入口部や境界部は、その地域にふさわしいまちかどの表情や、公園や周辺の緑とも調和するように計画しましょう</li> <li>▶緑の少ない地域には潤いといこの場が広がるように周辺の地域との緑のつながりを考えましょう</li> </ul> </li> <li>●公園・緑地・緑道周辺に景観資源などがある場合これらとのかかわりや調和に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶歴史的な景観資源を公開できるようスペースを確保する</li> </ul> </li> </ul>
図解	<p>■全体景観の考え方</p>

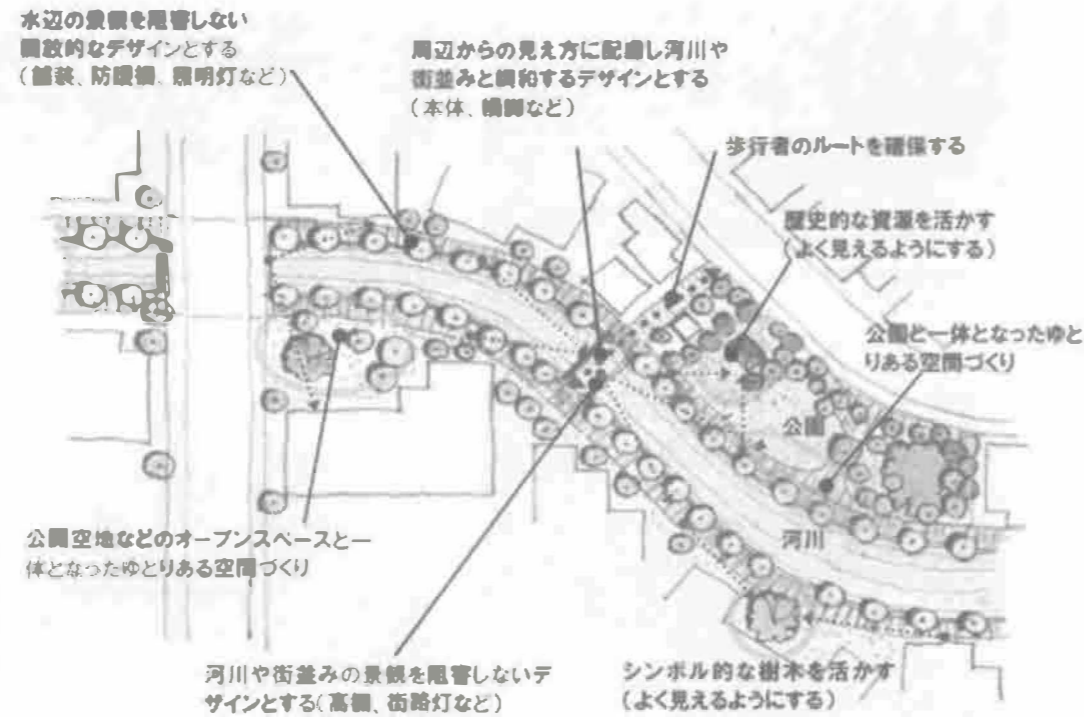
方針2	地域特性と使いやすさに配慮する
考え方	公園・緑地・緑道は、都市の中であって多くの区民がやすらぎ、集い、活動する施設です。地域特性を活かして、誰にでも使いやすく、快適に利用できる愛される魅力ある施設づくりをしましょう。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域特性を活かしたデザインになるように配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶住宅地などでは周囲の緑と調和させゆとりと安らぎのある落ち着いた施設になるようにする</li> <li>▶公園内施設は地域の特性を活かしたデザインを行う場合は、そのまま模倣化するのではなく、本質的な特徴を捉えてデザインに活かしましょう。(周辺の神社建築の特徴を取り入れた便所を配置する等)</li> </ul> </li> <li>●区民に親しまれるような施設づくりになるように配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶緑に連続性を持たせ、緑陰等をつくり快適な歩行空間となるように配置する</li> </ul> </li> <li>●人にやさしい、ユニバーサルな施設づくりに配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶安全な空間を確保して誰にでも使いやすく分かりやすい施設になるように心がけましょう</li> </ul> </li> </ul>
事例写真	<p>▲日本庭園の景観に調和させた素材や形態のトイレとしている。(奥羽区)</p> <p>▲周辺の緑と調和した落書きのあるスロープ。(津区)</p> <p>▲入口周りを草花による彩りで、人を迎える演出への配慮。(板橋区)</p> <p>▲水辺沿いに緑陰と休憩スペースを設け、やすらぎの場づくりに配慮。(北区)</p>



(4) 河川

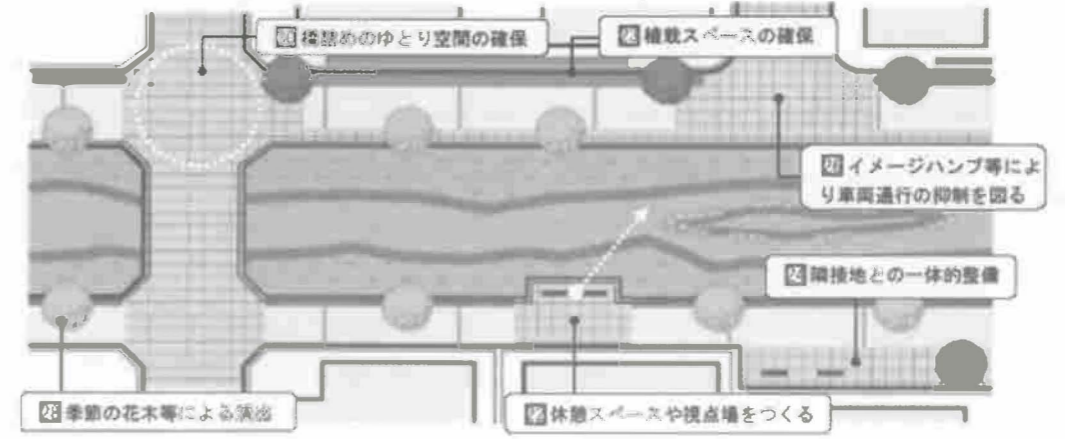
方針1	まちとのつながりや調和に配慮
考え方	河川を取巻く地域には、自然や歴史・文化的な景観資源、民間施設、他の公共施設があります。対象施設を単独として捉えるのではなく、これらとのつながりや調和の観点から景観整備を行いましょ。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川周辺の住宅地や商業地等とのつながりや調和に配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶住宅地に接する場合は住宅地からの見え方や緑との調和に配慮しましょう</li> </ul> </li> <li>●河川周辺に緑や歴史・文化的な景観資源がある場合は、これらとのつながりや調和に配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶周辺のシンボルとなる樹木や歴史的な資源を活かすように工夫しましょう</li> </ul> </li> <li>●河川周辺のほかの公共施設とのつながりや調和に配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶橋詰部は、見え方や道路空間と一体的な空間となるように工夫しましょう</li> <li>▶公園または緑道と隣接する場合は、一体的な空間となるように工夫しましょう</li> </ul> </li> </ul>

■全体景観の考え方



図解

方針2	地域特性を活かした魅力作りを利用しやすさに配慮
考え方	河川は都市の骨格を形成し、多くの区民に意識されている景観軸となっています。地域特性を活かし誰からも親しまれるような魅力づくりを行いましょ。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域特性を活かしたデザインに配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶まちなみや水辺の景観を阻害しないようにデザインを考慮しましょう</li> <li>▶防護柵や護岸等に地域特性を活かしたデザインを行う場合は、その特性を模倣化するのではなく、その本質的な特徴を生かしたデザインになるようには配慮しましょう</li> </ul> </li> <li>●区民がやすらいだり、おもてなし感が得られるような施設づくりとなるように工夫しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶水辺に休息と眺望ができるような空間路休憩施設などの確保を心がける</li> </ul> </li> <li>●人にやさしいユニバーサルデザインな施設づくりに配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶安全への配慮がなされ、誰にでも使いやすい施設づくりになるようにしましょ</li> </ul> </li> </ul>



事例写真







▲河川沿いに視点場となる休憩スペースを設置している。(三郷市)



▲河川沿いに曲線状のやわらかな印象の休憩スペースを設けている。(江東区)



(4) 河川 ～水辺の道・オープンスペース



方針	ゆとりや眺望の場はうるおいづくりに配慮	
考え方	水辺の道やオープンスペースは、休息や水辺への眺めなどを考慮してゆとりの空間と眺望の場づくりを行いましょう。また緑は、人や周辺のまちなみに対するうるおいづくりとして工夫をしましょう。	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水辺の道には、要所において休憩スペースや視点場づくりを配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶要所にベンチなどの休憩できるベンチを設置するなどたまり場をつくるなど行いましょう</li> </ul> </li> <li>●道路等との橋詰め部には、休憩スペースや視点場づくりに配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶橋詰め部にゆとりがある場合は、休憩スペースや視点場づくりを考えましょう</li> </ul> </li> <li>●季節の変化や彩のある樹木類によるうるおいづくりに配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶四季の変化に応じた樹木や花の選定に配慮しましょう</li> </ul> </li> <li>●樹木等のせんていにおいては、周辺の悪影響や維持管理に配慮する             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶落葉や害を及ぼす鳥などの配慮</li> <li>▶樹木の場合、数十年後の成長の考慮をする</li> </ul> </li> </ul>	
事例写真	 <p>▲自然の地形を活かした流れをつくっている。(川崎市)</p>	 <p>▲水辺へ近づける視点場を設けている。(横浜市)</p>
	 <p>▲河川沿いに桜を植栽し、彩りづくりに配慮している。(横浜市)</p>	 <p>▲水辺の眺望を楽しめる場づくりをしている。(墨田区)</p>

(4) 河川 ～護岸

方針	周辺との調和やうるおいづくりに配慮	
考え方	"護岸は河川軸から見通した場合、大きく映る景観の要素です。周辺の環境や街並みと調和した素材や仕上げ材の選定が必要です。また護岸面は、長大で単調な景観となる場合があり、そのため、できるだけ護岸を緑化するなどの工夫が必要です。"	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●護岸の素材や仕上げ、色彩は、周辺の環境や街並みと調和するように配慮しましょう             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶隣接地が住宅地の場合は、隣接するよう壁・護岸等は、住宅地の建築物や緑との調和に配慮しましょう</li> </ul> </li> <li>●護岸の模様や表情づくりにおいて、統一感のない不調和な文字や彩色は避ける             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶引き立つことだけを主眼におかず、周囲との調和を考え目立ちすぎないように配慮する</li> </ul> </li> <li>●護岸面は出来るだけ緑化などを施すようにする             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶護岸を緑化する場合は、季節の変化や色彩のある樹木類は検討する</li> </ul> </li> </ul>	
事例写真	 <p>▲玉石を活かした護岸によって自然な質感を表現している。(越谷市)</p>	 <p>▲自然の地形を活かした流れをつくっている。(川崎市)</p>
	 <p>▲護岸部にかごマットを使用して自然的な配慮をしている。(朝霞市)</p>	 <p>▲つる性植物でコンクリート表面を緑化し、潤いづくりへの配慮。(文京区)</p>





## 第4章 共通要素別ガイドライン

(1) フェンス類		
方針	周辺と調和した形態意匠に配慮	
考え方	"フェンス類(転落防止策、横断防止柵、敷地境界フェンス等の柵上施設)は、安全・安心に配慮することが必要ですが、基本的に景観として目立ちすぎること避け、景観の向上につながるべし。そのため周辺と調和させる、視線の透過性や控えめなデザインや色彩の工夫が必要です。"	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺と調和し、すっきりとした意匠となるような形態意匠を心がける                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶周辺の地域特性を生かす場合は、その特性の本質を捉えて取り入れるようにすること</li> <li>▶「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」で推奨されている色を基本的に用いるようにする</li> </ul> </li> <li>●フェンス等の形態意匠は安心安全に配慮した上で、景観に対して配慮しましょう                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶緑などを背景にして防護柵を設置する際は、安心安全に配慮した上で、目立ちすぎないように計画する</li> </ul> </li> <li>●フェンスと植栽を組み合わせ潤いづくりを図りましょう</li> <li>●経年劣化に配慮した素材の選定を行いましょう                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶維持管理にも配慮するが、積極的に木材や石材などの自然素材を活用しましょう</li> </ul> </li> </ul>	
事例写真	 <p>▲横断防止柵用として木材のプランターを設けている。(和光市)</p>	 <p>▲車道側に広がりを持たせるとともに防護柵のガイドラインに基づいた色としている。(品川区)</p>
	 <p>▲緑化フェンスの設置により、道路に潤いを与えている。(日野市)</p>	 <p>▲地域性を踏まえ木材の活用を図っている。(つくば市)</p>





(2) ポール類		
方針	周辺と調和した意匠形態に配慮	
考え方	"ポール類(照明ポール、信号機ポール、標識ポール、車止め等)は、高さのあるものであり、意識されやすいものですが、周辺の施設や眺望対象をできるだけ遮らないような配置やデザインに配慮することが大切です。夜間照明は、必要と場に応じ夜間の魅力や賑わいづくりに配慮することも必要です。"	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水・設置位置は歩行者の通行や眺望に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶眺望対象がある場合はできるだけ障害しない位置に設置するように心がける</li> </ul> </li> <li>●周辺やその場にふさわしいデザインとして、過度な装飾や色彩を控えましょう</li> <li>●信号機、標識のポールや路上設備等は目立たない、落ち着いた色彩になるよう配慮する</li> <li>●電柱等は道路空間をすっきりさせ、その配置や附帯設備の一体化に配慮する</li> <li>●夜間照明は、光源の位置、明るさなどを工夫して、その場にふさわしい光による夜の表情づくりに配慮する</li> </ul>	
事例写真	 <p>▲水辺との調和に配慮した木材の照明灯としている。(練馬区)</p>	 <p>▲フットライトを採用し場の演出性を高めている。(横浜市)</p>
	 <p>▲防護柵とフットライトの一体性に配慮したデザインとしている。(墨田区)</p>	 <p>▲ポールの色を周辺と調和する色としており、通行の障害にならない場所に設置している。(横浜市)</p>

(3) よう壁		
方針	周囲との調和や圧迫感の軽減に配慮する	
考え方	"よう壁は、その機能から安全面や構造面に十分な配慮が必要です。長大で無機質なものは圧迫感を与えることもあるため、景観的な配慮が大切です。よう壁の断面や素材、仕上げに対する配慮とよう壁部の緑化などで周囲との調和を図り、圧迫感の軽減に努めましょう。なお、見えがかり部のデザインにおいては、過度に目立ちすぎないよう色彩を計画しましょう。"	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周囲との調和を考慮したデザインを心がける</li> <li>●圧迫感の軽減や周囲の調和に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶よう壁面やよう壁上部等を植栽などで緑化に配慮しましょう</li> </ul> </li> <li>●長大なよう壁面はできるだけ避け、形態の分節や細分化を図りましょう。</li> <li>●耐久性のある素材や仕上げを計画しましょう</li> <li>●よう壁面には過度な色彩や模様は控えましょう</li> </ul>	
図解	 <p>▲擁壁を緑化し、圧迫感の軽減を図っている。(三郷市)</p>	 <p>▲擁壁の上部にかごマットを設け、緑で修景している。(葛田区)</p>
	 <p>▲擁壁の仕上げとしてレンガ類を用いている。(中央区)</p>	 <p>▲擁壁面をつる性植物で緑化している。(新宿区)</p>

(4) 設備類		
方針	周辺と調和した設置空間への配慮	
考え方	設備類を設置する場合は、歩行者等の安全性の確保とともに、景観の阻害要因や歩行空間の妨げとならないようにすることが重要です。そのため、その配置やデザインにおいては、周囲との調和や過度の露出に対する配慮が必要となります。	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通行の支障とならないよう適正な配置に配慮する。</li> <li>●周囲と調和するよう、本体のデザインに配慮する。</li> <li>●過度な露出になる場合は、周囲を緑や障壁等による遮蔽に配慮する。</li> </ul>	
図解	 <p>▲通行の支障とならないよう植栽内に設置し、周辺の緑と調和するように落ち着いた色彩としている。(千代田区)</p>	 <p>▲通行の支障とならない位置に設置し、周辺の緑と調和させるよう色彩に配慮している。(横浜市)</p>



(5) 舗装類		
方針	場所にふさわしいデザインに配慮	
考え方	舗装部は、利用者にとって安全で快適に通行できる舗装素材や視認性を確保することが大切です。同時に色調などを周辺の施設などとの統一性を考慮して計画しましょう。	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺と調和したデザインになるよう配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 舗装パターンや色彩は、街並みや周辺の緑などをひきたてるよう考慮する</li> </ul> </li> <li>● 隣接する施設と舗装デザインを調和させるように心がける</li> <li>● 地域の特性や地域らしさを取り入れて計画する</li> <li>● 安心安全に配慮して舗装材を選定する</li> <li>● 視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合には、視認性に配慮した舗装面の色彩選定に配慮する</li> </ul>	
図解	 <p>▲公園と歩道に同じ舗装材を使用し、一体性を確保している。(品川区)</p>	 <p>▲駅前のタクシープールの舗装に緑化用ブロックを採用し、潤いを与えている。(朝霞市)</p>
	 <p>▲地域の歴史を感じさせるイラストタイルやレンガを舗装に組み込んでいる。(横浜市)</p>	 <p>▲舗装区分により歩道と自転車道の機能分担をしている。(緑谷市)</p>

(6) 駐車場・駐輪場		
方針	周辺からの見え方やうるおいづくりに配慮	
考え方	"駐車場・駐輪場は、安全性や誘導性を確保した上で、景観形成において駐車場・駐輪場を直接目立たせないよう心がけましょう。そのため、周辺からみて、配置の検討や周囲の緑等との関係性を考慮して計画する必要があります。"	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路などから見て過度に露出しないような配置になるように計画する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 立体駐車場などは出来るだけ、目立ちすぎないような配置や構造、形態意匠になるように工夫し、周辺との調和を心がけましょう</li> </ul> </li> <li>● 周辺との調和や緑化を行うように考慮しましょう                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外周部は周辺への環境に配慮して緑化を積極的に取り入れましょう</li> </ul> </li> <li>● 大規模なものは長大で圧迫感のある壁面を避け、適切な分節・分割を心がけましょう</li> <li>● 舗装面は緑化や浸透性のある素材を検討しましょう                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 緑化用舗装ブロックや親水性舗装の活用に配慮する</li> </ul> </li> <li>● 入口部分では分かりやすいサイン計画や、見通しが利くように計画しましょう                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 入口部分に高木やゲート等を配置し、出口には見通しに配慮して中高木の植栽は行わないように計画しましょう</li> </ul> </li> </ul>	
図解	 <p>▲駐輪場を遮蔽するため外周部フェンスをつる性植物で緑化している。(品川区(民間施設))</p>	 <p>▲芝生により駐車舗装面を緑化している。(さいたま市(出典：景観形成ガイドライン「都市景観に関する事業」))</p>
	 <p>▲駐車場の舗装面を緑化ブロックとし、透水性に配慮している。(さいたま市)</p>	 <p>▲駐車が周辺から見て過度な露出にならぬよう、木材や植栽により遮蔽をしている。(品川区(民間施設))</p>

(7) 仮囲い		
方針	圧迫感の軽減に配慮	
考え方	長期にわたって工事等に用いる仮囲いは、街並みへの配慮や圧迫感の軽減のため意匠形態の検討や緑化の活用を心がけましょう。	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の調和を考慮した素材や色彩に配慮する</li> <li>● 長大な仮囲いを設置する場合は、圧迫感の軽減やうるおいづくりに配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障壁の一部に透過性のある素材を使用し、圧迫感を軽減する</li> <li>▶ 長期に設置する仮囲いには緑化をおこなってうるおいづくりに配慮する</li> </ul> </li> <li>● 工事の内容や施設に完成の姿を分かりやすく表示するなど配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 完成予想図や地域の歴史などが分かるように設置する</li> </ul> </li> </ul>	
図解	 <p>▲ 障壁に地域の歴史などが分かる写真を掲示している。</p>	 <p>▲ 障壁緑化に配慮している。(横浜市)</p>
	 <p>▲ 中の様子が見えるようにスリット部を設けている。(板橋区)</p>	 <p>▲ 石積みとみどりを活かした障壁としている。(千代田区)</p>

(8) 樹木類		
方針	樹木の保全・活用や維持管理に配慮	
考え方	"緑は都市空間にうるおいや安らぎを与えてくれる重要な景観要素です。そのため既存樹木や地域のシンボルとなる樹木を保全・活用し、より一層の樹木類における景観の創出を心がけましょう。緑の樹形や彩、樹種のつながりなどは緑による都市の軸性や季節の変化、生物の生育環境など景観と合わせて重要な要素となります。そのため、時間の経過に配慮した樹種の選定や、周辺への影響を踏まえた維持管理に対する対応も同時に考えましょう。"	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 巨樹や古木のまとまりのある樹木や群生等は積極的に保全活用に配慮する</li> <li>● 街並みや他の樹林地との連続性に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 崖線やまとまりのある緑とのつながりに考慮した樹種の選定に配慮しましょう</li> </ul> </li> <li>● 地域にふさわしい樹種の指定や季節感を創出するような魅力づくりに配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 季節の変化に応じた樹種を選択し、街並みに変化を与えましょう</li> </ul> </li> <li>● 公園や緑地、沿道などへの草花の配植にあたっては景観を彩る品種の選択を心がけましょう</li> <li>● シンボリックな樹木類によって場の印象づけに配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公共建築部や公園の出入り口、駅前広場などにシンボル樹の植栽を計画する</li> </ul> </li> <li>● 周辺への影響や維持管理に配慮した樹種の選定に配慮する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 落葉や害を及ぼす鳥などへの配慮や経年による成長を考慮する</li> </ul> </li> </ul>	
図解	 <p>▲ 河川沿いに桜を植栽し彩りを与えている、また擁壁は緑化し圧迫感をやわらげている。(江東区)</p>	 <p>▲ 周辺の緑との連続性に配慮されている。(横浜市)</p>
	 <p>▲ 駅前にシンボルツリーを植栽し、場の印象づけを図っている。(藤原市)</p>	 <p>▲ 季節の変化が感じられるような樹種の選定に配慮されている。(練馬区)</p>



## 第5章 景観形成における公共施設整備の検討

### 1) 景観形成における公共施設整備の連携

- 公共施設による景観形成を効果的かつ効率的に進め、大きな効果を上げるためには、庁内の連携が重要である。
- 具体的には、適切な段階における相談、協議や調整、あるいは所属部署を超えた情報、知識、経験の共有が重要である。

#### (1) 各所管部署との連携

##### ① 所管部署の協議調整

- 当該公共施設の新設、改修、更新に際し、近接している公共施設との一体整備や連携整備を検討し、それらの所管部署と協議することが望ましい。
- 一体整備や連携整備を実施する場合は、近接している公共施設の整備計画や改修、更新計画と調整を行う。

##### ② (仮称)景観形成調整会議の開催

- 複数の公共施設や同じ公共施設で管理区分が異なる場合であっても、一体的な整備や連携した整備を実施するため、関係部署が協議調整する場(仮称)景観形成調整会議を設ける。
- 調整会議には、必要に応じて景観アドバイザーが出席する。

#### (2) 景観計画担当部署

- 景観計画担当部署は、区の公共施設の整備時期や整備内容に関する情報を収集整理し、適宜更新し、当該公共施設の新設整備や更新改修に際し、他の公共施設との連携整備や一体整備を所管課に示唆する。
- 景観計画担当部署は当該公共施設における景観整備について、地区カルテや周辺情報の提供や相談、近接している公共施設の所管課との協議や連携の調整を行う。

#### (3) 景観アドバイザー制度の活用

- 担当部署による検討あるいは景観計画担当部署との協議により、当該公共施設の景観形成の具体的な方法や内容について、固めていくこととするが、必要に応じて景観アドバイザー制度を活用し、景観の専門家である景観アドバイザーと相談し、助言を受けることが望ましい。
- 特に連携整備や一体整備に際し、景観アドバイザー制度を活用することが望ましい。

#### (4) 公共施設整備担当部署

##### ① 情報提供

- 公共施設の所管部署は、所管する公共施設の新設、改修、更新に関する情報(時期、概要等)を適宜景観計画担当部署に提供する。

##### ② 早期の相談

- 公共施設の新設、改修、更新において、景観形成を検討する場合は、早い段階で景観計画担当部署と相談することが効果的かつ効率的であり、望ましい。

### 2) 区民を交えた景観形成

- 企画構想、計画設計、維持管理の各段階において、区民の意見聴取や参加により、景観の形成あるいは良好な景観の維持に配慮する。

### 3) 事後評価

- 新設整備または改修更新後、当該公共施設の景観形成について、事後評価を行い、整備効果や積み残した課題、反省点等を資料としてまとめることが重要である。
- まとめた成果については、PDCAサイクルの実施における資料として、次回の改修更新での活用、他の施設の新設整備や改修更新に活用する。
- 更に他の公共施設の事後評価結果と合わせて蓄積し、区内の公共施設の景観形成に活用する。

### 4) 維持管理による良好な景観の維持

- 新規の施設整備であっても、竣工後の経年変化は免れられない。新規整備あるいは更新改修によって生み出された良好な景観は、適切な維持管理によって保たれることから、十分な維持管理を行うように維持管理方針を定める。

